



手数料表

本所が有料職業紹介業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1, 0 0 0 円</u> 手数料負担は 求人者 とします。

2 届出制手数料

【職業紹介サービス】 求人受理後に求人者に求職者を紹介するサービス	【成功報酬】 ・期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30% とします。 ・期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30% とします。 ※手数料負担者は 求人者 とします。
【職業紹介の付加サービス】 求人者の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	【成功報酬】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30% とします。 ※手数料負担者は 求人者 とします。

・上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

・求職者からは手数料を徴収いたしません。（ただし、対象職種によってはその限りではございません。詳細は別紙をご参照ください）

3 返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の一部を返戻する制度）を設けています。詳細は別紙（返戻金制度について）をご参照ください。